

## 片品村選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定において準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る平成24年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

平成25年6月2日

片品村選挙管理委員会  
委員長 星野堅司